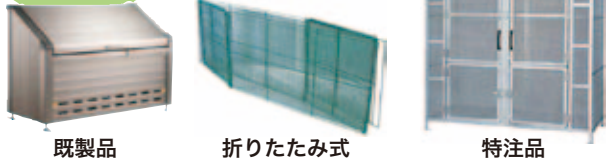


集積所の設置や改修をお考えの自治会の皆さんへ!

ごみ一時集積所設置等事業補助金制度

自治会が管理する集積所の設置工事、または既設集積所の改修工事を行うための費用を一部補助しています。

交付の対象



既製品

折りたたみ式

特注品

補助金の交付対象は、市内の自治会に限ります。対象になる費用は、用地費、電気・給水設備費等を除く集積所本体の設置(改修)工事費で、見積書の額が1件当たり5万円以上のものです。

次の費用は対象外です

- 解体時の廃棄費用、改修時の取り外し費用
- アパート、マンションなど賃貸物件での設置(改修)工事費用

補助金額

工事費の3分の1の額で、15万円を限度とします。(1,000円未満切捨て)

交付申請期限

来年3月31日(月)

※予算が無くなり次第終了。設置を含め全ての手続きが、年度内に完了する必要があります。

申請に必要な書類

- 補助金申請書…環境事業課または各総合支所地域振興課で配布
- 工事等を依頼する業者の見積書…設置業者が作成
- ごみ集積所設置前の現場写真…設置予定場所の設置前の写真(現状が確認できるもの)
- ごみ集積所設置場所の位置図…設置場所が確認できる地図
- ごみ集積所展開図…大きさ、形状が分かる図(採寸を記載したパンフレットでも可)
- 地権者の承諾書…ごみ集積所として設置・使用の許可をもらった書面(書式はありませんが、自治会宛てで記入・押印してもらってください。公用地の場合は、占用許可証などが必要です)

受け取りまでの流れ

①申請

環境事業課または各総合支所で申請書を受け取り、申請に必要な書類を添付し提出

②交付決定

環境事業課または各総合支所から補助金交付決定通知書が届いたら、設置工事を開始

③実績報告

設置工事が完了後、環境事業課または各総合支所へ次のものを提出

- ごみ一時集積所設置等事業実績報告書
- 設置費用領収書
- ごみ集積所設置後現場写真

④確定通知書の送付

環境事業課または各総合支所から自治会へ送付

- 補助金交付確定通知書
- 補助金請求書

⑤補助金の請求

環境事業課または各総合支所へ次のものを提出して請求

- 補助金請求書
- 振込先の銀行通帳のコピー(口座名義人の確認)

※委任状または振込依頼書が必要になる場合があります。

⑥補助金の受け取り

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311  
各総合支所地域振興課